

令和 6 年 1 2 月 亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第 9 0 号 亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期 付職員の採用等に関する条例の一部改正につ いて	1

件名	亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
----	---	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

令和6年8月8日の人事院勧告における勧告事項のうち、月例給並びに期末手当及び勤勉手当に係る支給月数の引上げについて、国の一般職の職員及び一般職の任期付職員に準じて、市の一般職の職員及び一般職の任期付職員においても引き上げるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）について、次のとおり改正します。

《第1条による改正》

ア 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当について、令和6年12月期の支給月数を0.05月引き上げます。 <第44条及び第47条関係>

区分		6月期	12月期	合計
改正前の 支給月数	期末手当	1.225月	<u>1.225月</u>	2.45月
	勤勉手当	1.025月	<u>1.025月</u>	2.05月
改正後の 支給月数	期末手当	1.225月	<u>1.275月</u>	2.5月
	勤勉手当	1.025月	<u>1.075月</u>	2.1月

イ 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当について、令和6年12月期の支給月数を0.025月引き上げます。

<第44条及び第47条関係>

区分		6月期	12月期	合計
改正前の 支給月数	期末手当	0.6875月	<u>0.6875月</u>	1.375月
	勤勉手当	0.4875月	<u>0.4875月</u>	0.975月
改正後の 支給月数	期末手当	0.6875月	<u>0.7125月</u>	1.4月
	勤勉手当	0.4875月	<u>0.5125月</u>	1.0月

ウ 給料月額を一定水準（平均3.0%）引き上げます。 <別表関係>

《第2条による改正》

- ア 一般職の職員の令和7年6月期以降の期末手当及び勤勉手当について、6月期の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の支給月数を0.025月引き下げます。 <第44条及び第47条関係>

区分		6月期	12月期	合計
改正前の 支給月数	期末手当	<u>1. 225月</u>	<u>1. 275月</u>	2. 5月
	勤勉手当	<u>1. 025月</u>	<u>1. 075月</u>	2. 1月
改正後の 支給月数	期末手当	<u>1. 25月</u>	<u>1. 25月</u>	2. 5月
	勤勉手当	<u>1. 05月</u>	<u>1. 05月</u>	2. 1月

※改正前の12月期の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

- イ 定年前再任用短時間勤務職員の令和7年6月期以降の期末手当及び勤勉手当について、6月期の支給月数を0.0125月引き上げ、12月期の支給月数を0.0125月引き下げます。

<第44条及び第47条関係>

区分		6月期	12月期	合計
改正前の 支給月数	期末手当	<u>0. 6875月</u>	<u>0. 7125月</u>	1. 4月
	勤勉手当	<u>0. 4875月</u>	<u>0. 5125月</u>	1. 0月
改正後の 支給月数	期末手当	<u>0. 7月</u>	<u>0. 7月</u>	1. 4月
	勤勉手当	<u>0. 5月</u>	<u>0. 5月</u>	1. 0月

※改正前の12月期の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

- (2) 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）について、次のとおり改正します。

《第3条による改正》

- ア 特定任期付職員*について、各号給の給料月額を引き上げます。

<第7条関係>

※「特定任期付職員」とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合において、任期を定めて採用された職員をいいます。

イ 特定任期付職員の期末手当について、令和6年12月期の支給月数を0.05月引き上げます。 <第8条関係>

区分	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	1.70月	<u>1.70月</u>	3.4月
改正後の支給月数	1.70月	<u>1.75月</u>	3.45月

《第4条による改正》

特定任期付職員の令和7年6月期以降の期末手当について、6月期の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の支給月数を0.025月引き下げます。 <第8条関係>

区分	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	<u>1.70月</u>	<u>1.75月</u>	3.45月
改正後の支給月数	<u>1.725月</u>	<u>1.725月</u>	3.45月

※改正前の12月期の支給月数は、第3条による改正後の支給月数です。

3 その他

- (1) 施行日は、公布の日とします。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行します。
- (2) 第1条の規定による改正後の亀山市職員給与条例及び第3条の規定による改正後の亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用します。

(参考)

1 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合

区分	6月期	12月期	合計
R6期末手当	1.225月	1.275月 (1.225月)	2.5月 (2.45月)
勤勉手当	1.025月	1.075月 (1.025月)	2.1月 (2.05月)
合計	2.25月	2.35月 (2.25月)	4.6月 (4.5月)
R7期末手当	1.25月 (1.225月)	1.25月 (1.225月)	2.5月 (2.45月)
勤勉手当	1.05月 (1.025月)	1.05月 (1.025月)	2.1月 (2.05月)
合計	2.3月 (2.25月)	2.3月 (2.25月)	4.6月 (4.5月)

※ () 内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

2 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合

区分	6 月期	1 2 月期	合 計
R6期末手当	0.6875月	0.7125月 (0.6875月)	1.4月(1.375月)
勤勉手当	0.4875月	0.5125月 (0.4875月)	1.0月(0.975月)
合 計	1.175月	1.225月(1.175月)	2.4月(2.35月)
R7期末手当	0.7月 (0.6875月)	0.7月 (0.6875月)	1.4月(1.375月)
勤勉手当	0.5月 (0.4875月)	0.5月 (0.4875月)	1.0月(0.975月)
合 計	1.2月(1.175月)	1.2月(1.175月)	2.4月(2.35月)

※ () 内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

3 特定任期付職員の期末手当の支給割合

区分	6 月期	1 2 月期	合 計
R6期末手当	1.70月	1.75月(1.70月)	3.45月(3.4月)
R7期末手当	1.725月(1.70月)	1.725月(1.70月)	3.45月(3.4月)

※ () 内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。